

解除時期の基本的な考え方

1. 国の避難指示区域解除に向けた考え方

(1) 国の解除の考え方

(線量基準・除染)

- ① 住宅、農地、道路などの生活圏において、面的に基準値（年間積算線量 20 ミリシーベルト）以下となることが確実であること。
- ② 学校、公園、児童施設、通学路など、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分進捗していること。

(行政機能)

- ③ 市町村役場の機能が概ね回復し、警察・消防が活動できる状況であること。

(インフラ)

- ④ 区域内の電気、ガス、上下水道（井戸水、沢水を含む）、主要交通網、通信などが概ね使用可能な状況であること。
- ⑤ 一般廃棄物（生活ごみ、し尿）が概ね処理できる目途が立っていること。

(生活環境)

- ⑥ 教育機関、医療、介護施設、金融・郵便局等が、区域内又は近隣区域内で、帰還予定の住民ニーズに概ね対応可能な状況であること。

(2) 留意事項

- ① 面的に基準値（年間積算線量 20 ミリシーベルト）以下となることが確実であることを前提に、市町村が避難指示の「解除」を望み、住民の理解も得られる場合においては、上記の要件が全て揃わなくても避難指示は「解除」できるものとする。
- ② 一方、上記の要件が揃っているにもかかわらず、正当な理由なく避難指示の「解除」を行わない場合には、原子力災害対策本部と市町村との間で避難指示の「解除」に向けた協議を行う。

2. 南相馬市の解除時期の考え方

(1) 国が示した要件との比較

国から示されている解除に当たっての要件については、除染、教育機関、介護施設を除き概ね平成25年度でクリアできる見込みである。教育機関、介護施設の再開については、1年程度の準備期間があれば十分可能と考えられ、最終的には除染の進捗状況と財物賠償問題が解除時期を判断するカギになると考える。財物賠償については、今年9月議会において、双葉郡の市町村と差が生じないよう国・東京電力に要求する旨を答弁している。

